



# 熊本県公報

第 1 2 2 4 0 号

平成 25 年 8 月 16 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止…………… ( // ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 特定調達に係る一般競争入札参加資格…………… (文化企画課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3

### 公 告

- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者の募集…………… (港湾課) 3
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者の募集…………… ( // ) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( // ) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( // ) 7
- 特定調達に係る一般競争入札の実施…………… (文化企画課) 8

### 登 載 依 頼

- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 11
- 第24回熊本県地域福祉推進委員会の開催…………… (熊本県地域福祉推進委員会) 11
- 熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 11
- 平成25年度第1回熊本県私立学校審議会の開催…………… (熊本県私立学校審議会) 12
- 第12回くまもと未来会議の開催…………… (くまもと未来会議) 12
- 平成25年度第3回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
嶋田 結一	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201番地	平成25年6月1日
藤本 諒	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201番地	平成25年6月1日

### 熊本県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成

6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 施 術 者 [ 柔 道 整 復 師 ] )

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
嶋田 結一	甲斐整骨院	合志市栄 2 1 2 7 番地 1 4 1	平成 2 5 年 5 月 3 1 日
藤本 諒	甲斐整骨院 松橋 院	宇城市松橋町松橋 9 4 1 番地 1	平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県告示第 7 6 2 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草社会保険介護老人保健施設 訪問リハビリテーションさわやか 天草市東町 1 0 1 番地	社団法人全国社会保険協 会連合会	平成 2 5 年 8 月 7 日

熊本県告示第 7 6 3 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

( 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン )

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草社会保険介護老人保健施設 訪問リハビリテーションさわやか 天草市東町 1 0 1 番地	社団法人全国社会保険協 会連合会	平成 2 5 年 8 月 7 日

熊本県告示第 7 6 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県松橋収蔵庫収蔵棟の借入一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であり、かつ、要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル (その他のリース・レンタル)」に登録されたものであること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し (2) の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年9月9日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

**熊本県告示第765号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成25年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
タンポポ訪問介護事業所 人吉市蓑野町字上園35番地の4	医療法人社団新晃会	平成25年8月9日

**熊本県告示第766号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成25年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
タンポポ訪問介護事業所 人吉市蓑野町字上園35番地の4	医療法人社団新晃会	平成25年8月9日

**公 告**

**熊本県公告第451号**

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。  
平成25年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本港コンテナターミナル
  - (2) 所在地  
熊本市西区新港二丁目2番
  - (3) 施設の規模等  
ア コンテナヤード面積 19,500平方メートル  
イ 上屋延床面積 5,300平方メートル(鉄筋コンクリート平屋)
  - (4) 施設の概要  
ガントリークレーン1基、ジブクレーン1基、ストラドルキャリア1台、くん蒸上屋1棟、貨物上屋1棟、管理棟1棟、コンテナヤード、冷凍電源8口、電源設備1式、浄化槽1槽及び消防設備1式
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) コンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設をいう。以下同じ。)の利用調整及び管理に関する業務
  - (2) コンテナターミナルの使用の許可に関する業務
  - (3) コンテナターミナルの維持に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

- 4 参加資格  
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県からの指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃、金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 熊本港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書
    - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
    - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
    - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
    - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
    - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
    - ク 納税証明書
      - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
      - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
    - ケ その他知事が必要と認める書類
      - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
      - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
      - (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書  - (2) 申請書の提出先  
熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館 12 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2515（内線 6159）
  - (3) 提出期間  
平成 25 年 8 月 23 日（金）から平成 25 年 9 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着しなければならない。  
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
  - (4) 提出部数  
正本 1 部、副本 9 部
- 6 指定管理候補者の選定  
平成 25 年 10 月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付  
5 の (2) に定める場所で、平成 25 年 8 月 16 日（金）から平成 25 年 9 月 20 日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時  
平成 25 年 8 月 22 日（木）10 時から 1 時間程度
  - (2) 場所  
熊本港コンテナターミナル管理棟
  - (3) その他  
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の (2) に定める提出先へあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、熊本港コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
  - (4) 問合せ先  
 5 の (2) に同じ。

**熊本県公告第 452 号**

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。  
平成 25 年 8 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称  
八代港コンテナターミナル
  - (2) 所在地  
八代市新港町三丁目 12 番
  - (3) 施設の規模等  
コンテナヤード面積 21,450 平方メートル
  - (4) 施設の概要  
ガントリークレーン 1 基、ストラドルキャリア 1 台、管理棟 1 棟、コンテナヤード、冷凍電源 8 口、電源設備 1 式及び浄化槽 1 槽
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) コンテナターミナル（コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設をいう。以下同じ。）の利用調整及び管理に関する業務
  - (2) コンテナターミナルの使用の許可に関する業務
  - (3) コンテナターミナルの維持に関する業務
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格  
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手續
- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。  
 ア 指定管理者指定申請書  
 イ 八代港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書  
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
 エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
 オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類  
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の

- 業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
- ク 納税証明書
  - （ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - （イ） 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）についての未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
  - （ア） 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
  - （イ） グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
  - （ウ） 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- （2） 申請書の提出先
 

熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館 1 2 階）  
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 1 5（内線 6 1 5 9）
- （3） 提出期間
 

平成 2 5 年 8 月 2 3 日（金）から平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。  
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着しなければならない。  
 電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- （4） 提出部数
 

正本 1 部、副本 9 部
- 6 指定管理候補者の選定
 

平成 2 5 年 1 0 月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付
 

5 の（2）に定める場所で、平成 2 5 年 8 月 1 6 日（金）から平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
  - （1） 日時
 

平成 2 5 年 8 月 2 2 日（木） 1 4 時 3 0 分から 1 時間程度
  - （2） 場所
 

八代港コンテナターミナル管理棟
  - （3） その他
 

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の（2）に定める提出先へあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
  - （1） 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
  - （2） 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
  - （3） 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づき開示の請求により開示することがある。
- 1 0 その他
  - （1） 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - （2） 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
  - （3） 委託料は、八代港コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
  - （4） 問合せ先
 

5 の（2）に同じ。

熊本県公告第 4 5 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターダイキ鏡店・ファースト文庫鏡店  
八代市鏡町内田進来 5 1 5 ほか
- 2 変更の内容
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ホームセンターサンコー鏡店・ファースト文庫鏡店  
(変更後) ホームセンターダイキ鏡店・ファースト文庫鏡店
  - (2) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う法人の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二  
(変更後) 株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治
- 3 届出年月日  
平成 2 5 年 7 月 2 9 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日から平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日まで

**熊本県公告第 4 5 4 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターダイキ天水店  
玉名市天水町部田見 2 2 6 5 番 1
- 2 変更の内容
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ホームセンターサンコー天水店  
(変更後) ホームセンターダイキ天水店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する法人の住所  
(変更前) 株式会社マルエイ 玉名市松木 1 0 番 1 4  
(変更後) 株式会社マルエイ 玉名市松木 1 1 番 3 号
  - (3) 大規模小売店舗において、小売業を行う法人の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二  
(変更後) 株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治
- 3 届出年月日  
平成 2 5 年 7 月 2 9 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日から平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日まで

**熊本県公告第 4 5 5 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び変更した事項

名 称	所 在 地	変 更 し た 事 項
サンロード免田店	球磨郡あさぎり町免田東 1 2 5 3 番地 1 ほか	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
サンロード湯前店	球磨郡湯前町字松原 2 2 1 4 番地ほか	
ホームセンターサンコー一本渡店	天草市本渡町本戸馬場 8 3 7 番 1	

- 2 変更の内容

変 更 前	変 更 後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

- 3 届出年月日  
平成25年7月29日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課、熊本県南広域本部球磨地域振局  
総務振興課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課  
平成25年8月16日から平成25年12月16日まで

**熊本県公告第456号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成25年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
1階建プレハブ1棟及び付帯施設
- (2) 業務に係る入札・契約等担当部局  
熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課博物館プロジェクト班
- (3) 借入物品の規格、品質等  
要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 借入期間  
平成26年2月1日から平成31年1月31日まで
- (5) 納入場所  
熊本県宇城市松橋町豊福1695番地  
熊本県松橋収蔵庫敷地内
- (6) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムを利用者登録を既に行った者で、公に告げられた後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができ、紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
ア 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
イ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃貸借料率で計算すると、なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者であり、かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（その他のリース・レンタル）」に登録されたものであること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
- ア 競争入札参加審査申請書受付期間  
告示の日から平成25年9月9日（月）の午後5時まで
- イ 競争入札参加審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する起源地までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。



- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 仕様書の要件を満たす設計案（基本設計等）を確認資料として提示できること。
- 3 入札参加のための確認申請
  - (1) 提出書類
 

この入札に参加を希望する者は、2 (1) から (7) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 仕様書の要件を満たす設計案（基本設計等）
  - (2) 提出方法
 

電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに添付するイの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用し提出した競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を紙入札提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間
 

公告の日から平成 25 年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで
  - (4) 提出先
 

1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知
 

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札説明会
  - (1) 日時 平成 25 年 9 月 17 日（火）午前 10 時
  - (2) 場所 熊本県松橋収蔵庫  
熊本県宇城市松橋町豊福 1 6 9 5 番地  
電話番号 0 9 6 4 - 3 4 - 3 3 0 1
- 5 入札手続等
  - (1) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
 

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 9 月 20 日（金）午後 5 時まで行う。
  - (2) 入札の方法等
    - ア 電子入札システムによる入札の方法
 

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 9 月 25 日（水）午前 10 時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法
      - (ア) 日時 平成 25 年 9 月 25 日（水）午前 10 時
      - (イ) 場所 熊本中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
企画振興部会議室（熊本県庁行政棟本館 6 階）
      - (ウ) 入札書の提出方法
 

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所に持参し提出すること。ただし、郵送による提出を行うときには、平成 25 年 9 月 24 日（木）（必着）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」と及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
  - (3) 開札の方法及び日時等
 

開札は、電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (4) 入札の回数及び再入札の日時等
 

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (5) 入札の無効  
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
 ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札  
 イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (6) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (7) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (8) 入札保証金  
 免除する。

6 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

- (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課博物館プロジェクト班

電話番号 096-333-2155

ファックス番号 096-381-9829

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）及び電子入札システム利用届にすること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment  
 Kumamoto Prefecture Matsubase Storehouse New storehouse construction and lease contract duties
- (2) Date and Place For tender  
 Date:2013.9.25  
 Place:Kumamoto Prefectural Government Office
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Culture Planning Division  
 Planning and Promotion Department  
 Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji ,Chuo ku,Kumamoto City,Kumamoto Prefecture  
862-8570 ,Japan  
Phone: 096-333-2155

(4) Other

Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**登 載 依 頼**

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

**熊本県教育委員会規則第 6 号**

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校学則（昭和 4 0 年教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 4 条関係）熊本県立北稜高等学校の項中「普通科 情報処理科 商業科 園芸科学科 造園科 家政科学科」を「普通科 ビジネスマネジメント科 園芸科学科 造園科 家政科学科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立北稜高等学校全日情報処理科 商業科は、この規則による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。

**熊本県地域福祉推進委員会公告第 1 号**

第 2 4 回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成 2 5 年 8 月 2 8 日（水）  
午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
第 2 期熊本県地域福祉支援計画の進ちょく状況について  
第 2 期熊本県地域福祉支援計画の今年度の取組内容について
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)  
(電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内線 7 0 2 5)

**熊情管公告第 8 9 1 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。  
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 1 落札に係る特定役務の名称及  
熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部情報管理課  
熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

- 3 落札者を決定した日  
平成25年6月18日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社トスコ  
岡山市南区西市116番地13
- 5 落札金額  
17,640,000円（うち消費税額及び地方消費税の額840,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成24年5月7日

**熊本県私立学校審議会公告第1号**

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成25年8月16日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時  
平成25年8月26日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題  
【諮問事項】
  - (1) 高等学校関係
    - ① 慶誠高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（公開）
    - ② 城北高等学校の商業科廃止認可について（公開）
  - (2) 幼稚園関係
    - ① くるみ幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
    - ② 菊池聖母幼稚園の廃止認可及び学校法人聖母学園の解散認可について（公開）
  - (3) 各種学校関係  
中川カッティングスクールの廃止認可について（公開）
- 【事前協議事項】  
YMCA水前寺幼稚園の収容定員増に係る事業計画について（公開）
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班）  
（096-333-2064）

**くまもと未来会議第14号**

「第12回くまもと未来会議」を、次のとおり開催する。  
平成25年8月16日

くまもと未来会議議長  
熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時  
平成25年8月29日（木）  
午後3時から午後5時まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 傍聴募集人数  
30人程度
- 4 傍聴手続
  - (1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
  - (2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
  - (3) 当日の受付は、午後2時30分から午後3時まで当該会議の会場において行う。
- 5 傍聴の事前申込み方法  
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名、電話番号を知らせること。

なお、事前申込みは8月28日（水）午後5時までとする。

- (1) 電話 096-333-2019
  - (2) ファックス 096-382-4066
  - (3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 事前申込み先及び問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部企画課  
電話 096-333-2019

#### 熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

平成25年度第3回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年8月16日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 高木 一 孝

- 1 開催日時  
平成25年9月18日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 8階職員研修室
- 3 議題  
平成25年8月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長からの許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話096-333-2240）